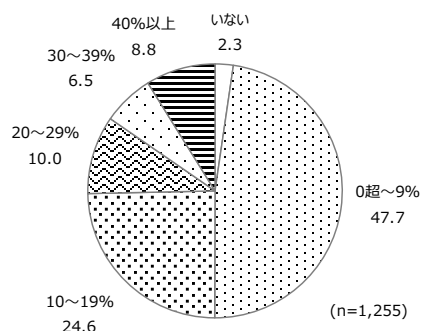


1. 身寄りのない高齢者等に対する支援の実態

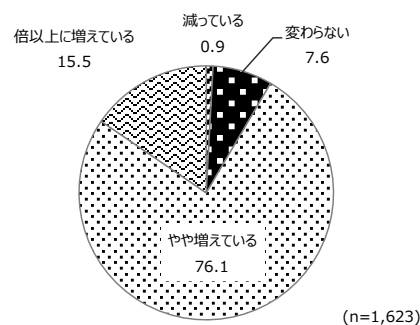
本調査研究事業では、各事業所の利用者のなかに、親族の支援を期待できない高齢者が、多数とはいわないまでも、一定数はいるという実態が明らかになった。地域包括支援センターの調査では、相談者のなかに親族からの支援を期待できない高齢者がいるとの回答が97%を超えた。人数としては相談者全体の2割以内という回答が多いものの、3割を超えるとの回答も15%に上った(図表1)。そのような高齢者が増加傾向にあるという回答が9割以上であった(図表2)。

高齢期は、加齢により心身機能が低下してそれまでできていたことが難しくなるだけでなく、制度やサービスの利用に必要な申請や契約手続き、突発的な病気・ケガや事故への対応が必要になるなど、さまざまな課題に直面する。これらに対応できる親族が身近にいない高齢者の支援ニーズは、介護保険給付や公的な制度だけではカバーしきれない。調査の中では、これらのニーズに対して、介護サービス事業者、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターが互いに連携しながら、多くの場合が無償で支援を行っている実態が明らかになった。

(図表1) 相談者のうち親族等による支援が難しいと見込まれる利用者の割合



(図表2) 親族等による支援が難しい利用者の割合の推移



(注) 地域包括支援センターの回答のうち「わからない」「把握していない」を除外した構成比

介護人材も不足するなか、介護事業者が身寄りのない高齢者のニーズに対応するために、追加の人員を配置したり、あるいは既存の職員に超過勤務を課すことには限界がある。身寄りのない高齢者の増加が見込まれる中、既存のやり方の延長線上で無償の支援を拡大していくことは持続可能な方法とは言えない。地域住民が見守りやゴミ出し等に協力する好事例も多く紹介される一方で、アンケート調査には、近隣住民による無償の支援は長期にわたると支援者が疲弊し、不満が募るという意見も寄せられた(図表3)。

(図表3) 地域住民による支援が長期化して疲弊化した事例

娘と息子がいるが支援を拒否。本人は認知症で近所の人たちに怒ったり、スーパーでも迷惑をかけていた。近所の人たちは疲弊しながらも、後見人がついて施設入所するまで数年見守ってくれていた。

夫は認知症で要介護1、妻は精神疾患があり要介護3の80代の夫婦。妻の面倒を見ていた夫が認知症になり、生活が立ち行かなくなる。遠方に住む親族は支援を拒否。介護保険で対応できない移送やペットの世話などを近隣住民が担ってくださった。表面上、地域内で連携し円滑な支援が行われたように見えるケースだが、地域住民は疲弊し、地域包括支援センターに「何とかならないのか」「行政で支援してほしい」「行政から親族に支援をするよう指導してほしい」等の要望が寄せられることが多々あった。

地域の民生委員や近隣の人がゴミ捨てをしてくださり、在宅で過ごすことができた。しかし、長期となると、負担になり、離れていった。また、民生委員が変わると、できないと言われた。地域住民に頼むのは短期なら良いが長期的になるとどのケースもトラブルや不満につながった。安価でも金銭を支払って有償ボランティアを利用した方が続いた。無償での支援は長続きしない。

一方で、有償の保険外・自費サービスを利用しながら独居生活を続けられているという事例や、高齢者等終身サポート事業者を活用しているという事例も多く寄せられた(図表4,5)。

(図表4) 保険外サービス・自費サービスにつないだ事例

〔ごみ出し〕

ゴミ出しに関して、新聞配達事業者による有償のサービス利用につなげた。

70代女性 要介護3 近隣に姉がいるが脚が悪く支援は難しい。ごみ出しが難しいが、地域交流がもともと多く、近隣の方がゴミ捨てを代行してくれた。ただしすべてを近隣の方ではできないため一部有償サービスとしてヘルパー事業所に月数回の保険外サービスとして依頼した。

〔通院支援〕

90代女性。要介護1。親族はいるが遠方のため、支援は難しい。腰椎圧迫骨折により定期的な受診が必要となったが、自費サービスにより受診同行を行っており、適切な処置を受けられている。

80代女性。要支援1。難聴があり、医師との会話が難しいので、保険外の介護タクシーと付き添い支援を利用している。安心して受診でき、行政手続きなども手伝ってもらいながら独居生活を送っている。

80代女性。視覚障害者。子は海外在住。夫が入院してしまい本人は一人では通院できない。保険外サービスにて本人の病院の付き添い、ならびに入院中の夫の荷物の準備を行うことができた。

〔外出ならびに生活全般の支援〕

70代女性。要介護1。県内にいどころがあるが疎遠。お墓参りや入退院時の付き添いが介護保険内のサービスではできないため、保険外のサービスを依頼し、本人も安心して定期利用している。

90代男性。要介護2。本人が介護保険の対応範囲を理解できにくい。自費ヘルパーを利用することで、通院や入院、転倒時の連絡対応等を、ケアマネジャーの業務から減らすことができた。

(図表5) 高齢者等終身サポート事業者につないだ事例

80 代男性。介護認定なし。家族とは絶縁状態。配食サービスと身元保証会社による生活支援サービスを利用。配食事業者より、配食の受取がなく心配だと地域包括支援センターに連絡が入った。身元保証会社が自宅へ駆けつけると、中で本人が倒れており、救急搬送となった。その後介護サービス関連は地域包括支援センターで、そのほかご本人の生活については身元保証会社と分担して支援することができた。

70 代男性。軽度の知的障害があり、要介護2。子はおらず、妻は特養入所中。他の親族とは絶縁状態。自宅は建物の老朽化・ゴミ屋敷状態で近所から苦情も多く、自宅での生活が困難となった。自宅を処分し、施設入所する希望が本人からあったため、身元保証団体に依頼。施設入所までの期間は介護保険サービスを利用しながら、不動産売却を進め、施設入所の保証人として諸手続きの対応をしてもらった。

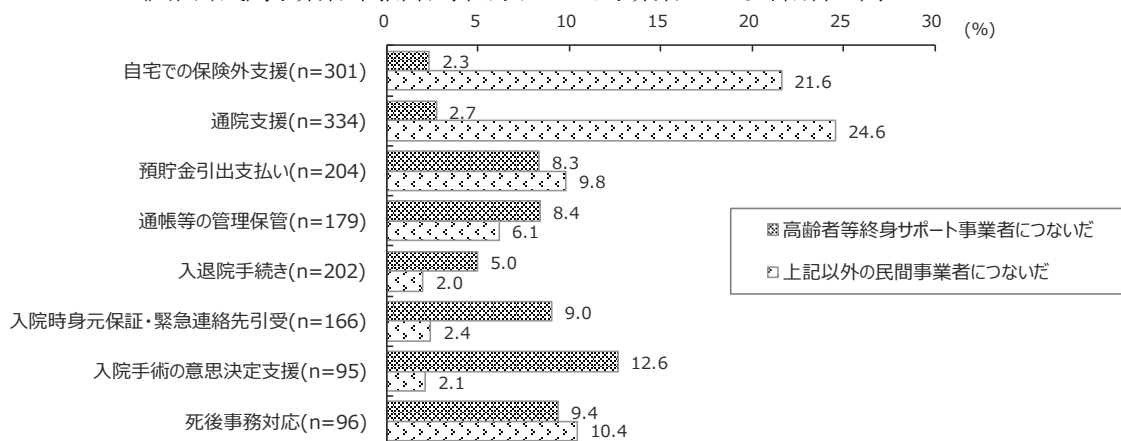
60 代男性。他県に兄がいるが疎遠。癌ターミナル期、自宅での最期を希望。死後事務を行政書士事務所と契約し、死後の手続き、支払い、自宅片づけまで担ってもらうことができた。

無年金、認知症の人を民生委員と近隣住民で支援し、身元保証会社と施設とで生活保護の受給申請を行い、有料老人ホームの入居ができた。

地域での支援では対応できないため、成年後見制度の申立をして、成年後見人の判断で身元保証会社と契約をした。

自由記述では上記のような事例が寄せられたほか、選択肢式の設問では、地域包括支援センターの2割は、自宅での保険外支援や、通院支援のニーズは民間事業者につないだと回答していた。また、金銭管理、入院時や死後の支援については終身サポート事業者につないだという回答が1割前後あった。

(図表6) 民間事業者・高齢者等終身サポート事業者につなぐ割合の高いニーズ



(注)「ニーズや要望があったが、対応しなかった」「ニーズはなかった」「わからない・把握していない」を除外して算出。
民間事業者・終身サポート事業者につないだ割合が合計で1割を超えるもののみを掲載した

2. 身寄りのない高齢者による有償サービス利用の可能性の検討

(1) 収入と預貯金の分布

高齢者の中には経済的に厳しい状況にある人だけでなく、自費サービスの利用料を負担できるぐらいの経済状況にある人もいる。地域住民やNPOなどによる無償あるいは費用負担が少ない支援だけでなく、相応の対価を本人が負担する保険外サービスという選択肢が広がることによって、頼れる親族がいなくても自立した生活を続けられる可能性や、本人が希望する生活を叶える可能性が高まると考えられる。

そこで、頼れる親族がいない高齢者のうち、高齢者等終身サポート事業者などの民間事業者による有償のサービスを利用する資力がある高齢者がどの程度いるのかを推計するため、国民生活基礎調査の個票に基づく集計を行った。これは統計法に基づいて、調査票情報の提供を受け、独自に集計・加工した統計等であり、厚生労働省が作成・公表している統計等とは異なる。

集計にあたっては、標本数を確保するため、国民生活基礎調査の直近5回分の大規模調査年にあたる、2010年、2013年、2016年、2019年、2022年の個票データを統合してデータセットを作成した。高齢者にとって頼れる親族の範囲は人それぞれであり、子がいても絶縁状態にある人もあれば、甥や姪、いとこなどが支援者となる場合もあるが、国民生活基礎調査から把握可能な項目として、子がいないことを「頼れる身寄りがいない」ことの指標とした。また、頼れる親族がいない夫婦のみ世帯の支援ニーズは高いものの、分析のしやすさから独居者のみを対象とした。

具体的には、年齢 65 歳以上、世帯人員が1名であり、「別居の子」がいない人を抽出した。収入と資産については、所得票・貯蓄票にある「総所得」と「貯蓄高」の項目を用いた。所得には、雇用者所得・事業所得・財産所得・公的年金・仕送り・企業年金・個人年金などを含み、貯蓄には、預貯金のほか、保険・株式などの金融資産も含む。該当する項目について無回答や不明の人を除き、分析の対象とした標本数は、男性 1,804 件、女性 2,525 件である。

収入に着目すると、男性は年収 100 万円未満が2割、100～199 万円が4割、200 万円以上が4割であった。一方、女性は、年収 100 万円未満が3割弱、100～199 万円が4割強、200 万円以上が3割という構成比であった。預貯金(株式等を含む)が 400 万円以上ある人は男性の約4割、女性の5割弱に上った。1000 万円以上の預貯金がある人は男女とも3割弱に上る。年収が低い人は預貯金が少ないのは当然のこととしても、年収が 200 万円未満だが預貯金が 400 万円以上ある人が男性の 16%、女性の 25%に上った。

(図表7) 子のいない単身高齢者の収入と貯蓄の分布

		預貯金 400 万円未満	預貯金 400～999 万円	預貯金 1000 万円以上	計
男 性	年収 100 万円未満	16%	2%	2%	20%
	年収 100～199 万円	28%	6%	6%	40%
	年収 200 万円以上	16%	7%	18%	41%
	計	60%	15%	26%	100%
		預貯金 400 万円未満	預貯金 400～999 万円	預貯金 1000 万円以上	計
女 性	年収 100 万円未満	20%	4%	3%	27%
	年収 100～199 万円	26%	8%	10%	44%
	年収 200 万円以上	8%	6%	16%	30%
	計	54%	18%	29%	100%

(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」の個票集計をもとに日本総合研究所作成

対象者のうち男性の多くは未婚・離別であるのに対し、女性は未婚・離別のほかに、夫と死別した女性を多く含むため、女性の預貯金のなかには、夫から相続した金融資産を含んでいる可能性もある。

なお、統計法に基づく個票の利用にあたっては、集計表のひとつのセルの標本数が少ないと匿名性の確保の観点から集計表の持ち出しができないため、1セルにつき最低10件の標本数が必要となる。このため数値階級は、男女に共通して標本数が確保できる3階級の設定とした。階級の設定は集計上の便宜的なものであり、年収100万円未満を低収入層、200万円以上が高収入層、などの階層の境界線を示すものではない。預貯金についても同様である。なお、巻末に参考表として、より階層を詳細にしたうえで、標本数が確保できないセルについては合算したかたちでの集計表を掲載している。

(2) サービス利用者層の推計

高齢者等終身サポート事業者の利用や、司法書士等の死後事務委任契約にあたっては、入院費などに充当するための預託金、死後に発生する葬儀費用・家財処理費用などの前払金などとして、初めにまとまったお金が必要になる場合が多い。民間事業者の価格設定はさまざまであるが、営利を目的としない社会福祉協議会が提供するサービスの場合でも、入院・入所費用に充当する預託金として30～50万円程度、加えて死後の諸手続きにかかる事務費用、葬儀費用と家財処分の実費を前払いすることが多い。本人が希望する葬儀の形や、家財道具の量にもよるが、少なくとも100～150万円ぐらいのまとまった支払いが発生する。ある程度のお金を手元に残しておきたいと考えた場合、預貯金が400万円以上あれば、預託金・前払金の金額が残高の半額以内に収まると考えられる。

毎年かかる費用という点では、無料で見守りサービスを提供する社会福祉協議会もあれば、1ヵ月あたり1,000～2,000円ぐらいの年会費を徴収して電話・訪問による見守り・安否確認を提供する社会福祉協議会もある。加えて、例えば入院時に医師の説明に同席する、入院中の留守宅に貴重品を取りに行き届ける、ペットを預け先に移送する、などの対応をする場合には都度費用が発生する。年会費とこれらの都度発生する可能性がある費用を負担する層として、仮に年収が200万円以上という設定をする。

独居で子どもがいない高齢者のうち、預貯金が400万円以上かつ年収が200万円以上ある人(図表8のAのセル)は、男性の25%、女性の22%を占める。年収200万円以上・預貯金400万円未満の層(図表8のBのセル)ならびに、年収は200万円未満だが預貯金が1,000万円以上ある人(図表8のCのセル)と、まを含めると、男性の49%、女性の43%となる。

(図表8) 収入と貯蓄の分布のカテゴリ分けのイメージ

	預貯金 400 万円未満	預貯金 400～999 万円	預貯金 1000 万円以上
年収 100 万円未満			C
年収 100～199 万円			C
年収 200 万円以上	B	A	A

国勢調査に基づく未婚・有配偶・離別・死別ごとの人口、人口動態統計に基づく同居期間別の離婚件数、出生動向調査に基づく子どもの有無などをもとに、子どもも配偶者もない高齢者の数を推計すると、男性 185 万人、女性 186 万人と試算されている(2024 年時点)¹。男性のほうが未婚率は高いが、女性よりも短命なため人数は少なくなる。この試算結果に、前述のカテゴリ A(預貯金が 400 万円以上かつ年収が 200 万円以上ある人)の割合を当てはめると、男性 46 万人、女性 40 万人、計 86 万人が、前払金・預託金や、年会費・都度発生する費用を自己負担して高齢者等終身サポート事業者などの有償サービスを利用する層であると試算できる。収入ならびに預貯金の対象範囲を拡大した、カテゴリ A・B・C の合計では、男性 89 万人、女性 79 万人、合計 169 万人となる。

(図表9) 収入と預貯金のカテゴリ別 配偶者も子もない高齢者の

	A	A+B+C	配偶者も子もない高齢者(推計)
男性	46 万人	89 万人	185 万人
女性	40 万人	79 万人	186 万人
男女計	86 万人	169 万人	371 万人

なお、国民生活基礎調査は施設入所者などを調査対象から除外しており、高齢者の中でも若年層の割合が高いこと、働いている高齢者も含んでいるため、本試算における収入と預貯金の分布は、実際よりも所得層が高い人に偏っている可能性がある。生活上の支援ニーズが多く発生するのは、後期高齢者になってからであり、そのタイミングでは就労は難しく、上記の分布よりも収入や預貯金が低い層が増えるとみられる。また、頼れる親族がいない高齢者として、配偶者も子もないということを基準としたが、実際には子がいても頼れない人も多く、逆に配偶者・子以外に頼れる親族がいる人もいる点に留意が必要である。

[参考1:他の統計における収入分布に照らした対象者像]

(老齢年金受給権者)

厚生年金保険(第1号)老齢年金の平均月額、男性 166,606 円、女性 107,200 円、男女計 146,429 円である(令和5年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)。単純に 12 倍すると年額にして男性 200 万円、女性 129 万円、男女計 176 万円となる。国民年金の老齢基礎年金のみの場合の平均月額は、男性 58,032 円、女性 53,393 円、男女計で 54,540 円である。年額は、男性 70 万円、女性 64 万円、男女計 65 万円となる。厚生年金、国民年金とも、月額階級別の分布を見たときに、平均値はほぼ中央値の階級とほぼ一致する。厚生年金保険・国民年金事業の概況と、国民生活基礎調査による子のいない独居高齢者の年収分布を比較すると、男性の所得の上位4割の人は平均額以上の厚生年金受給者、下位2割の人は国民年金の老齢基礎年金のみの受給者であると考えられる。女性については受給資格期間を満たす自身の加入期間がある人のほか、夫の遺族厚生年金(夫の老齢厚生年金の報酬比例部分の 4 分の 3 相当)と自分自身の基礎年金などを組み合わせ、前述のような分布になっていると考えられる。

¹ 岡元真希子「増加する「身寄り」のない高齢者—頼れる親族がいない高齢者に関する試算—」『リサーチ・フォーカス』No.2024-021、2024 年 07 月 23 日

(図表 4) 厚生年金(第 1 号)・国民老齢基礎年金

	男女計	男性	女性
65 歳以上人口	3622 万人	1571 万人	2051 万人
厚生年金保険(第 1 号)老齢年金受給権者数	1605 万人	1060 万人	545 万人
国民年金 老齢年金受給権者数※	3346 万人	1443 万人	1902 万人

(資料)厚生労働省「令和5年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」、総務省統計局「人口推計」(2023 年 10 月 1 日確定値)

※ 被用者年金が上乗せされている者を含む

(要支援・要介護認定者)

介護保険の利用者負担に照らすと、単身世帯の場合、年間所得 160 万円未満の場合に1割負担、160 万円以上 220 万円未満の場合に2割負担、220 万円以上の場合に3割負担となる。要支援・要介護認定を受けている高齢者のうち、2割負担の人は4.6%、3割負担の人は4.1%(介護保険事業状況報告(暫定)、令和7年1月分)であることに照らすと、国民生活基礎調査の個票集計では年間の総所得が 200 万円以上の人の割合が大きく乖離している。これは働いている人が一定数含まれていることや、国民生活基礎調査では、社会福祉施設の入所者・長期入院者などが調査対象から除外されていることなどが背景にあると考えられる。

[参考2:詳細の分布]

		貯蓄なし	100 万円未満	100～400 万円未満	400～1000 万円未満	1000 万円以上
男性	100 万円未満	8.9%	3.7%	3.7%	1.7%	1.6%
	100～150 万円未満	8.0%	4.7%	3.6%	2.8%	2.0%
	150～200 万円未満	5.2%	2.4%	4.0%	3.2%	3.9%
	200～300 万円未満	3.0%	2.4%	5.1%	4.1%	8.3%
	300～400 万円未満	0.8%	0.8%	1.3%	1.4%	5.0%
	400 万円以上	0.8%		1.4%	1.3%	4.9%
女性	100 万円未満	9.4%	4.8%	5.5%	3.6%	3.3%
	100～150 万円未満	7.2%	3.2%	5.7%	4.5%	3.7%
	150～200 万円未満	3.3%	1.9%	4.6%	3.8%	5.8%
	200～300 万円未満	1.5%	1.2%	3.9%	4.1%	9.3%
	300～400 万円未満	0.6%		0.7%	0.9%	3.3%
	400 万円以上			0.4%	0.7%	3.2%